

四街道市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市が発注する工事の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する場合に関し、四街道市財務規則（昭和40年規則第1号）第102条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 工事の請負（設計金額1億5千万円以上のものを除く。）に係る入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を除く。）においては、最低制限価格を設定するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）に100分の110を乗じて得た額を基準として設定するものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に100分の68を乗じて得た額

(入札者への周知)

第4条 経営企画部契約課長は、次の各号に掲げる事項について入札者への周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格の設定があること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者は、入札を無効とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要領は、施行の日以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知する対象工事に適用する。